

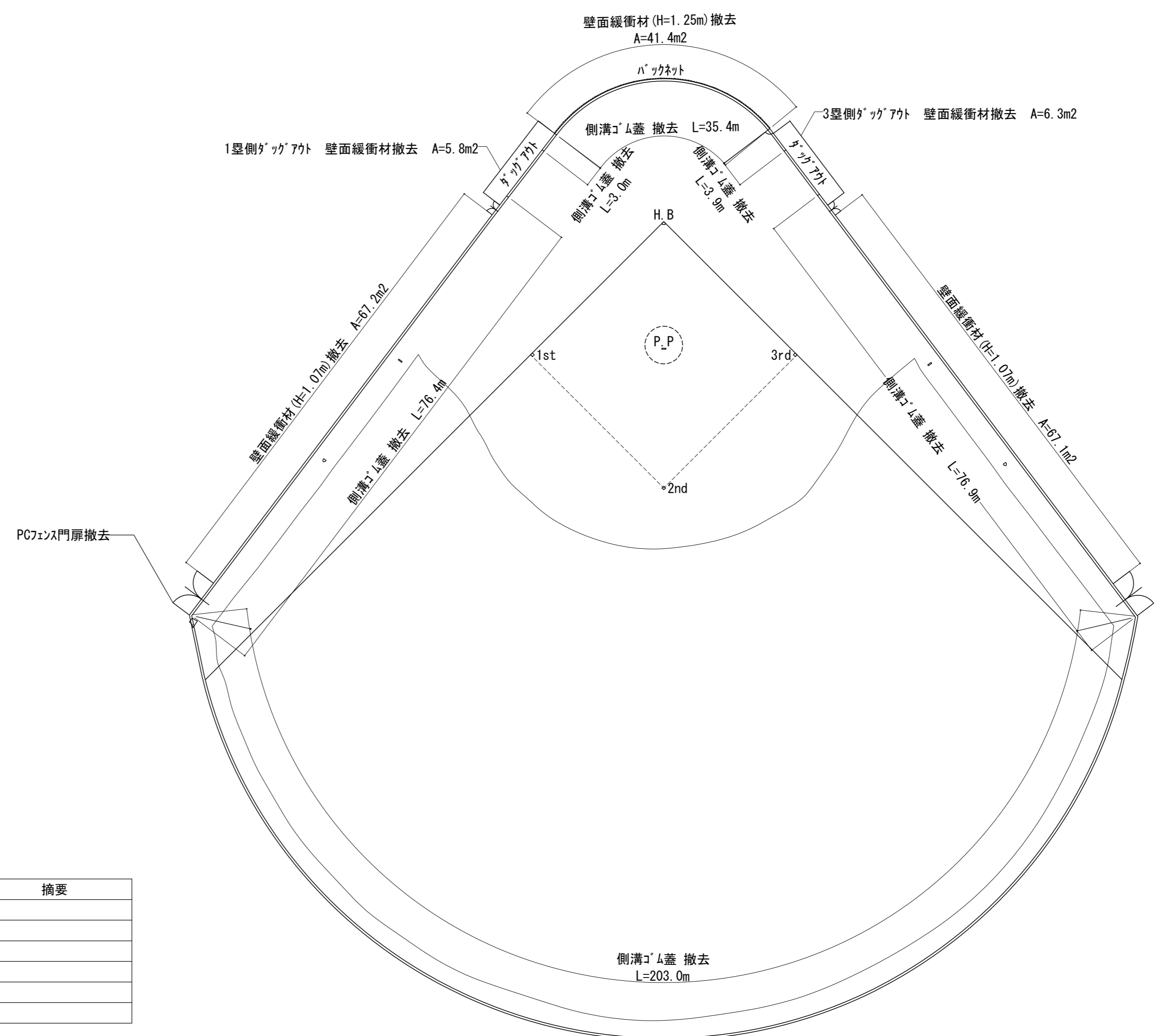
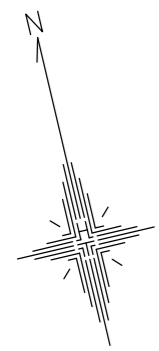
# 令和8年度 蛇王運動公園野球場 衝撃緩衝材等設置工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
A-01	特記仕様書	NO SCALE	A-08	展開図4 (ハ外野部)	1/80
A-02	附近見取図	1/3,000	A-09	展開図5 (バックネット)	1/80
A-03	撤去平面図	1/500	A-10	詳細図1	図示
A-04	計画平面図	1/500	A-11	詳細図2	図示
A-05	展開図1 (一塁側)	1/80	A-12	門扉詳細図	1/20
A-06	展開図2 (三塁側)	1/80	A-13	外野フェンス配置図	1/400
A-07	展開図3 (バックネット部)	1/80	A-14	外野フェンス基礎 詳細図	1/20

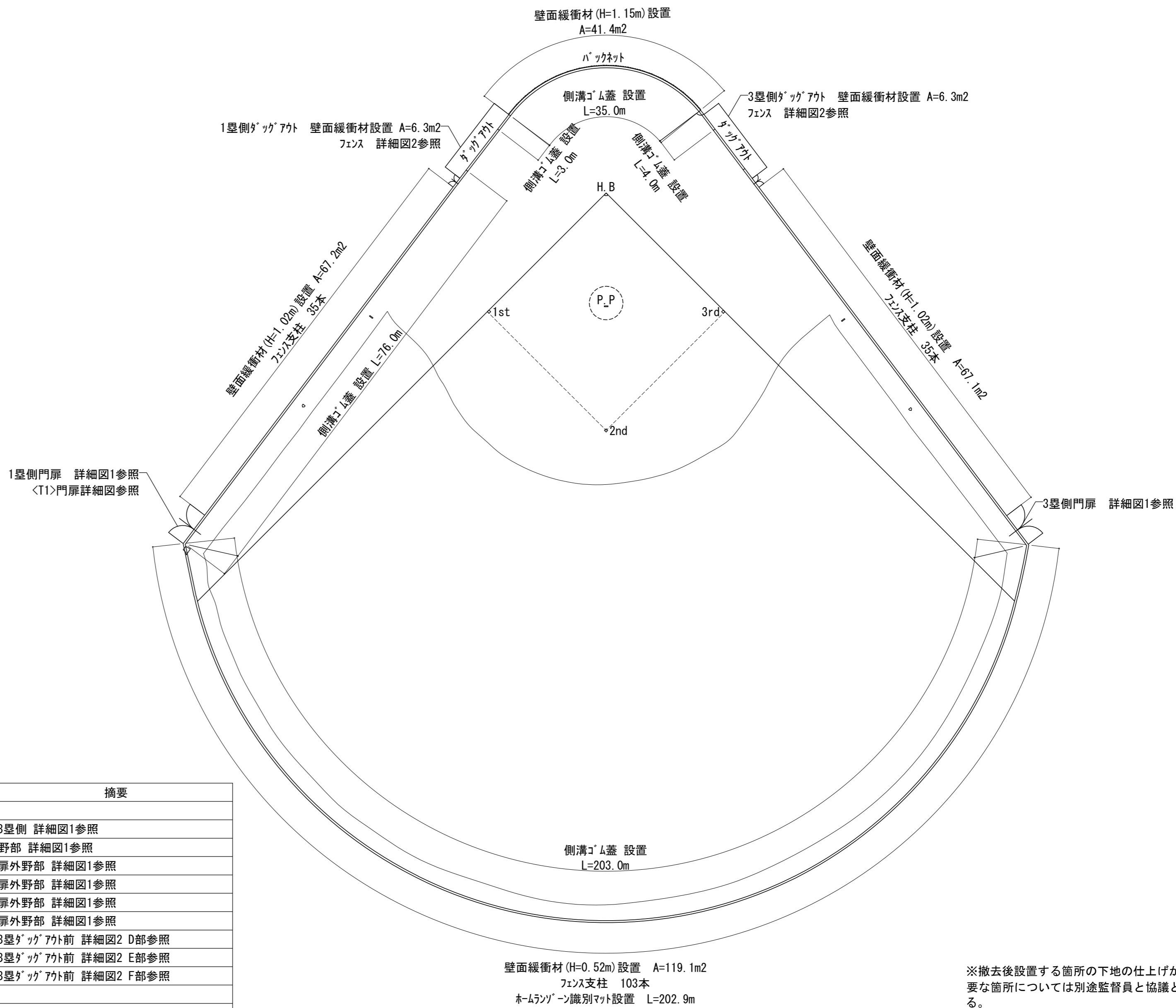
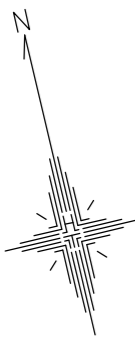
章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項															
<b>一 章</b> <b>一 般 共 通 事 項</b> <b>I. 工事概要</b> 1. 工事名称 令和8年度 蛇王運動公園野球場 衝撃緩衝材等設置工事 2. 工事場所 海部郡海陽町浅川 3. 建物概要 <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>蛇王運動公園野球場</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>R C造・一部屋根鉄骨造</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 4. 工事種目 <table border="1"> <tr> <td>種 目</td> <td>工 事 概 要</td> </tr> <tr> <td>グラウンド改修工事</td> <td>緩衝材の撤去及び新設・フェンス門扉の撤去及び新設 側溝蓋撤去及び新設</td> </tr> </table>	建物名称	蛇王運動公園野球場	構造・規模	R C造・一部屋根鉄骨造			種 目	工 事 概 要	グラウンド改修工事	緩衝材の撤去及び新設・フェンス門扉の撤去及び新設 側溝蓋撤去及び新設	<b>一 章</b> <b>一 般 共 通 事 項</b> 8. 施工体制台帳及び施工体系図 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。 9. 施工中の安全確保 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意すること。 ◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。	<b>一 章</b> <b>一 般 共 通 事 項</b> 11. 発生材の処理等 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 ◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は管理事務所へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを要するので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。 ◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・竣工図（製本1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完工写真）） ・使用材料一覧表（2部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）） ・保全に関する資料 ・しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にやらせないものとする。 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。 (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。	区 分	サイズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
	建物名称	蛇王運動公園野球場																		
構造・規模	R C造・一部屋根鉄骨造																			
種 目	工 事 概 要																			
グラウンド改修工事	緩衝材の撤去及び新設・フェンス門扉の撤去及び新設 側溝蓋撤去及び新設																			
区 分	サイズ																			
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																			
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																			
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																			
<b>II. 営繕工事共通仕様書</b> 1. 適用基準 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。） ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） 2. 優先順位 設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等 3. 工事実績データの登録 (1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限内までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 4. 工程表 受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。 5. 工事の着手 受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定められた場合にあっては、その日）をいう。 6. 施工計画書等 ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。 7. 下請負人の選定 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） 8. 施工体制台帳及び施工体系図 (1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	10. 交通安全管理 ◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。																			

 株式会社 野田木内 一級建築設計事務所	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第31063号 一級建築士登録 第149503号 野田 史	●工事名 令和8年度 蛇王運動公園野球場 衝撃緩衝材等設置工事 ●図面名 特記仕様書	●図面番号 A-01 ●縮尺 A2 NOSCALE A3 71%





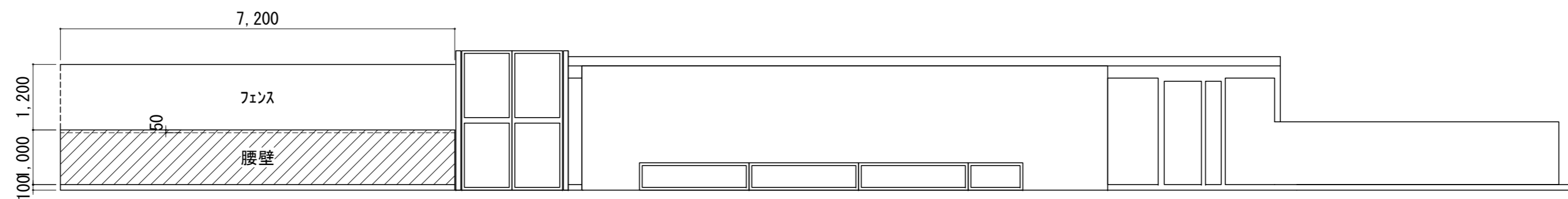
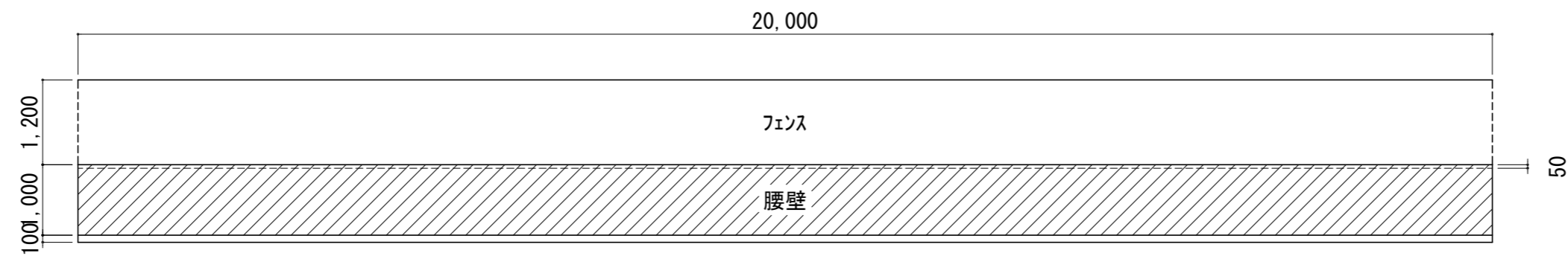
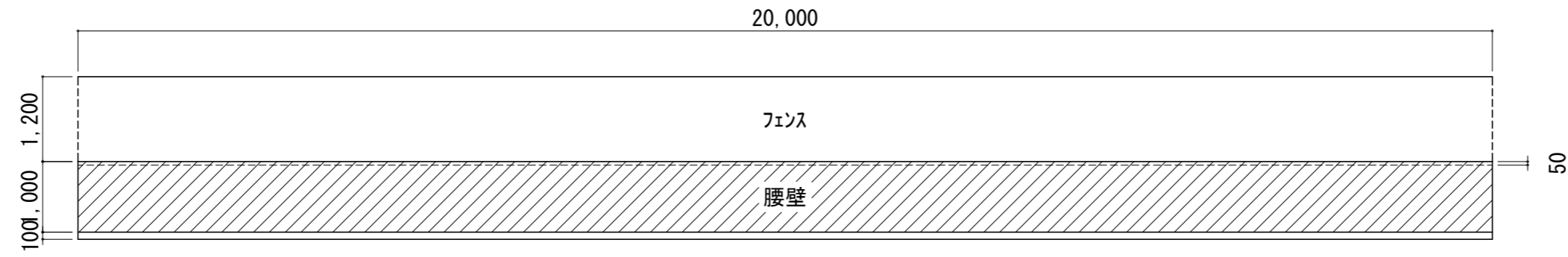
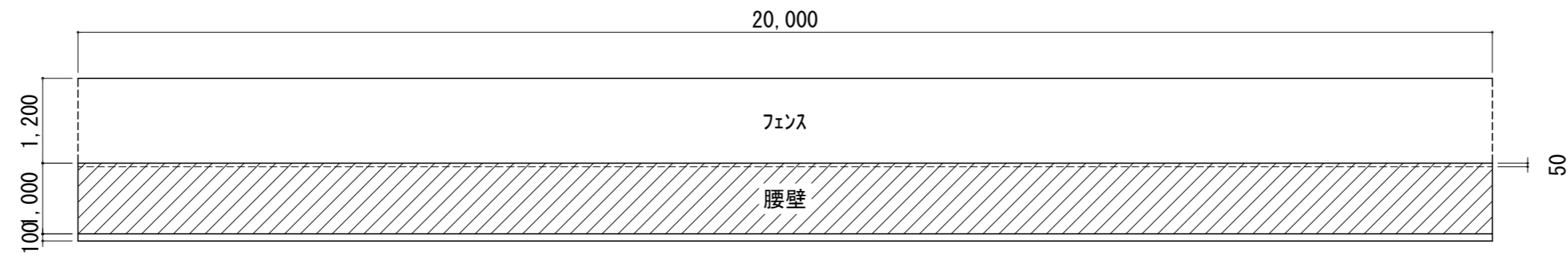
工種	形状寸法	単位	数量	摘要
壁面緩衝材撤去	t=55	m2	187.8	
側溝コト蓋撤去	w=330 (U-240用)	m	398.6	
PCフェンス門扉撤去	W5.8×H2.1m	m2	12.18	



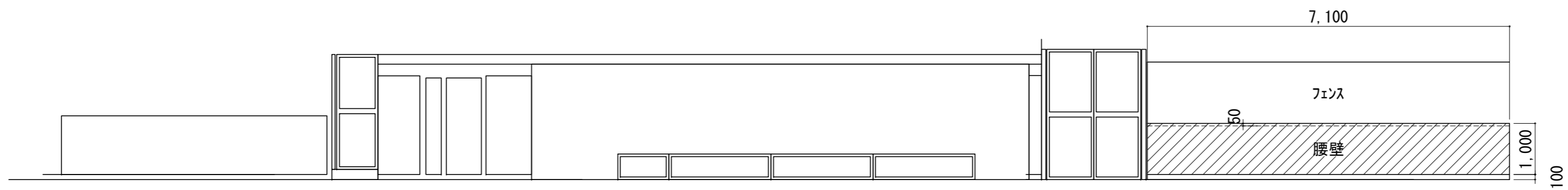
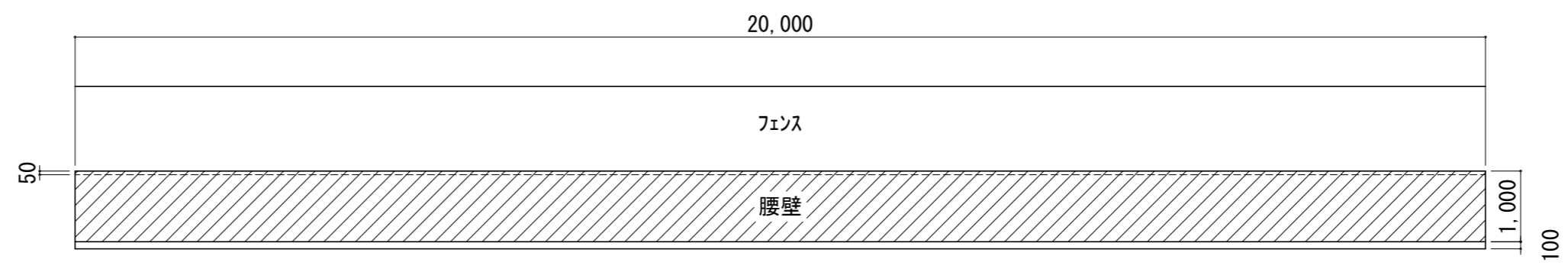
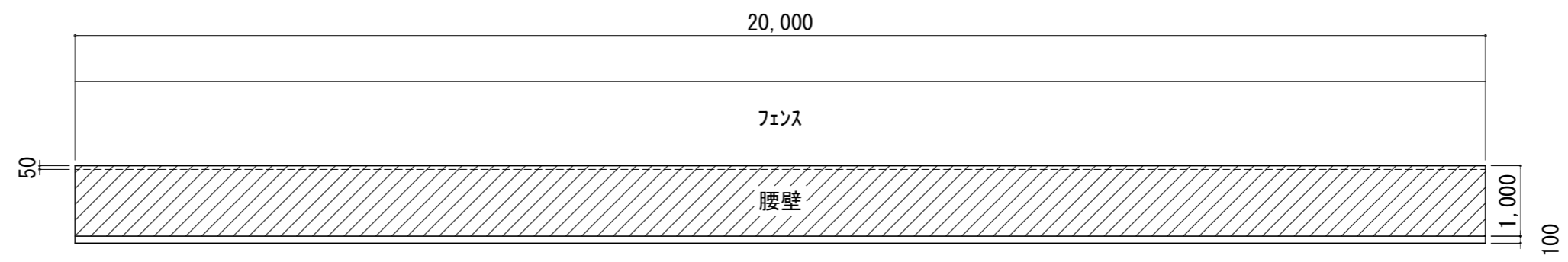
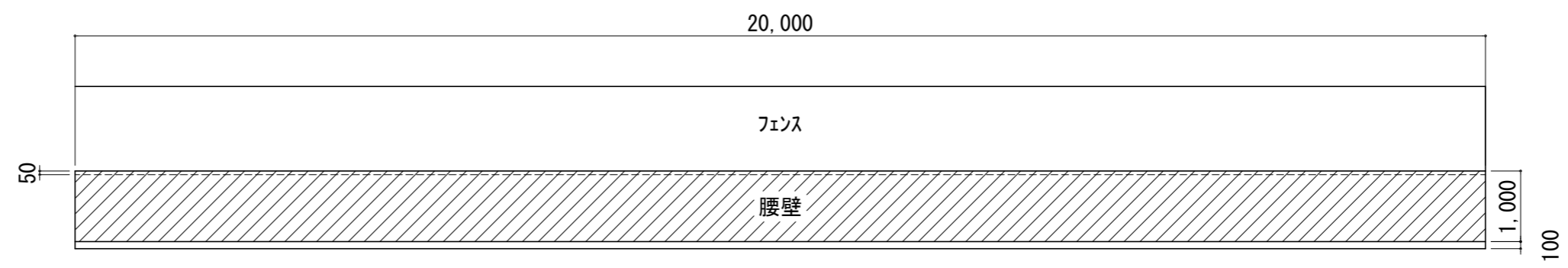
数量表

工種	形状寸法	単位	数量	摘要
壁面緩衝材設置	t=55	m2	307.4	
フェンス支柱緩衝材設置	t=20 H=1.42	本	70.0	1、3塁側 詳細図1参照
	t=20 H=1.200	本	103.0	外野部 詳細図1参照
門扉緩衝材設置	I φ139.8 H=3.0	本	4.0	門扉外野部 詳細図1参照
	II φ50.8 H=1.92	本	8.0	門扉外野部 詳細図1参照
	III φ50.8 H=0.83	本	8.0	門扉外野部 詳細図1参照
	IV w100 L=2.73	本	103.0	門扉外野部 詳細図1参照
フェンス緩衝材設置	t=10 φ50.8 H=0.475	本	4.0	1、3塁側タッグアウト前 詳細図2 D部参照
	t=10 φ50.8 H=0.475	本	6.0	1、3塁側タッグアウト前 詳細図2 E部参照
	t=10 胴縁 L=6.8	本	2.0	1、3塁側タッグアウト前 詳細図2 F部参照
ホームラン識別マット設置	t=10	m	202.9	
側溝コム蓋設置	w=330 (U-240用)	m	398.0	

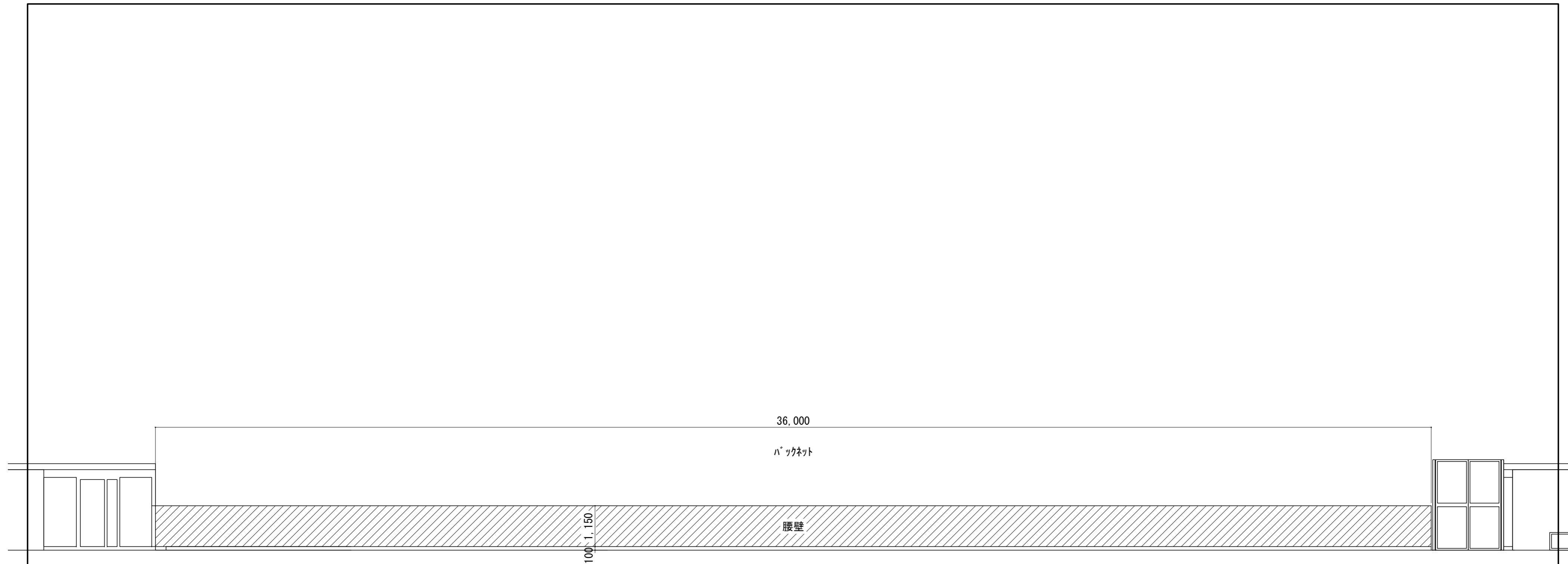
※撤去後設置する箇所の下地の仕上げが必要な箇所については別途監督員と協議とする。



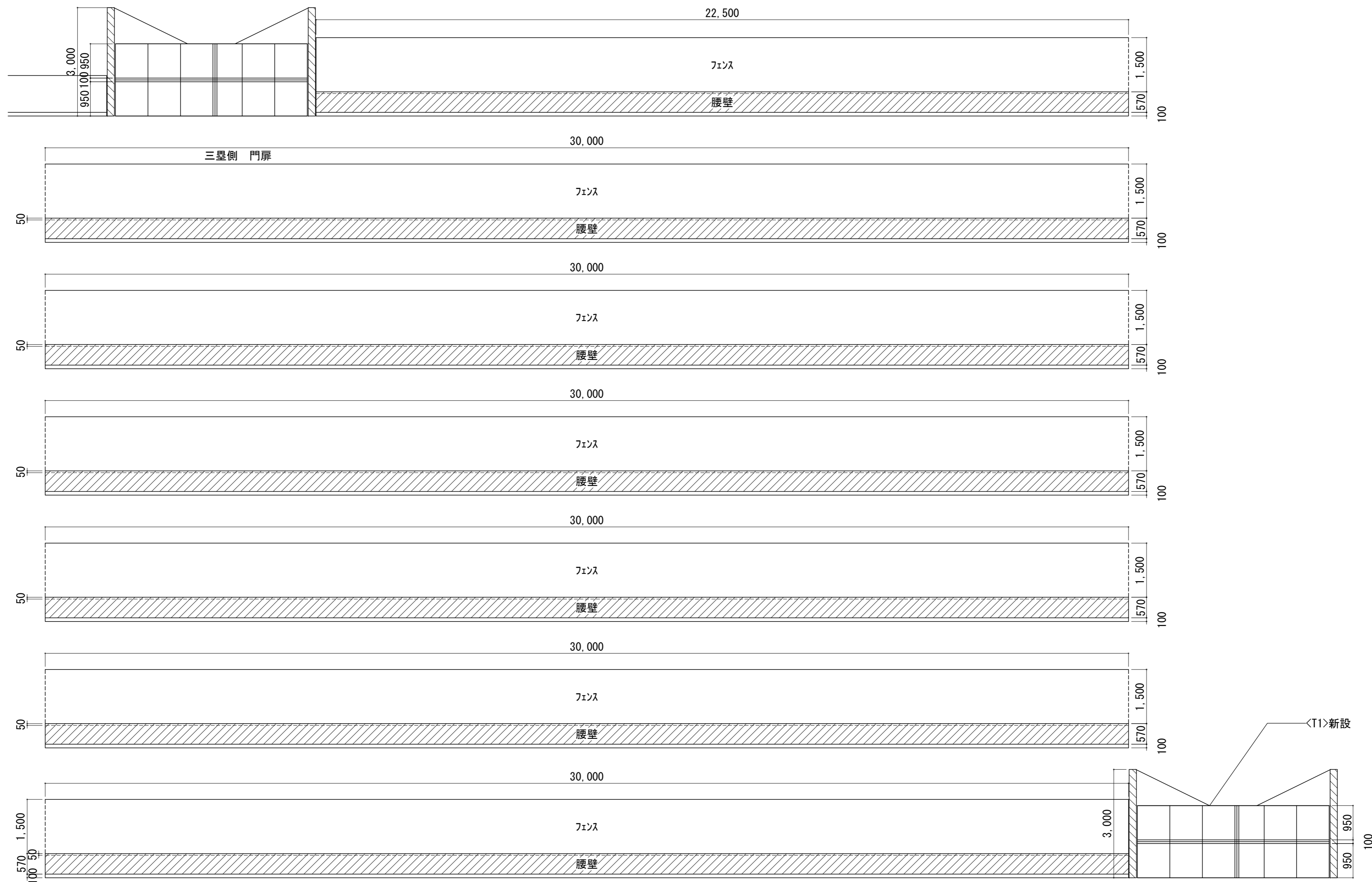
一塁側  
 $(20.0 \times 3 + 7.2) \times 1.00 = 67.2\text{m}^2$



三塁側  
壁面防護マット:  $(20.0 \times 3 + 7.1) \times 1.00 = 67.1\text{m}^2$

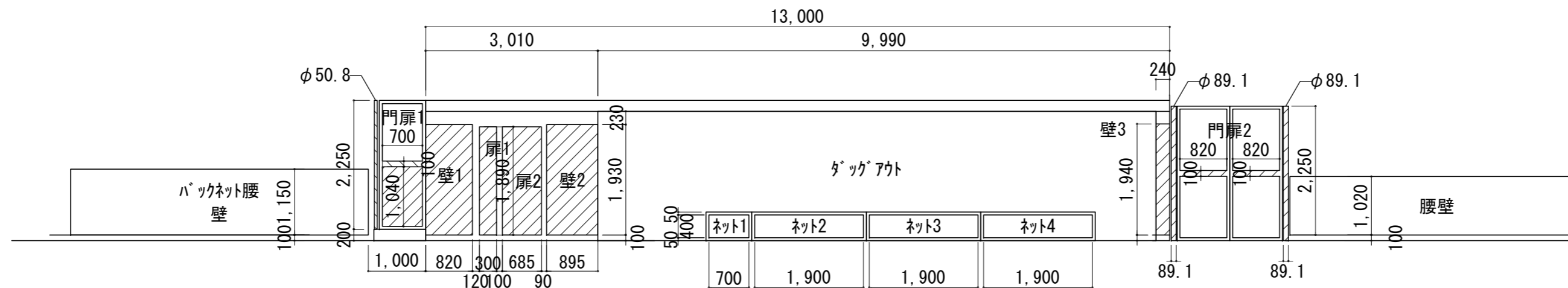


バックネット部  
 $36.0 \times 1.15 = 41.4\text{m}^2$



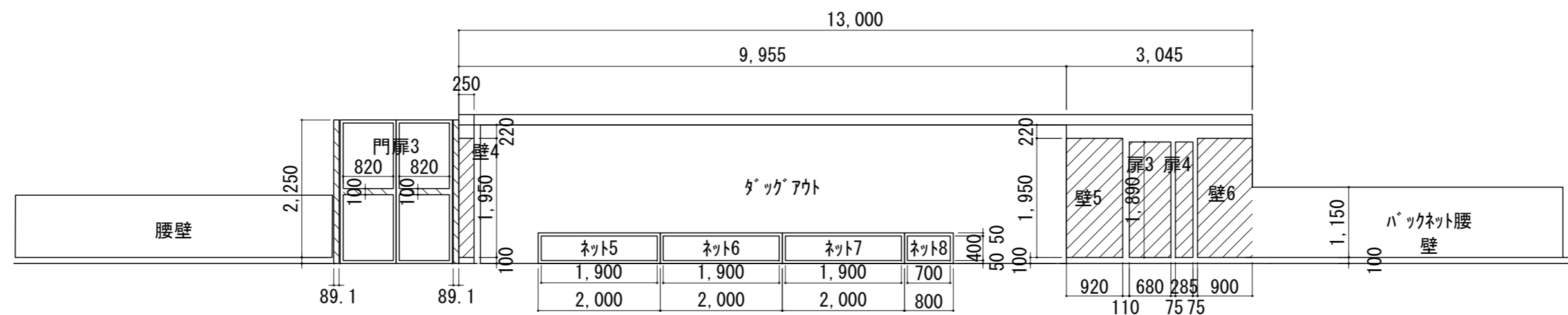
外野部  
 腰壁:  $(30.0 \times 6 + 22.5) \times 0.52 = 115.4\text{m}^2$   
 門扉:  $0.20 \times \pi / 2 \times 3.0 \times 2 = 3.76\text{m}^2$

計: 119.16m<sup>2</sup>



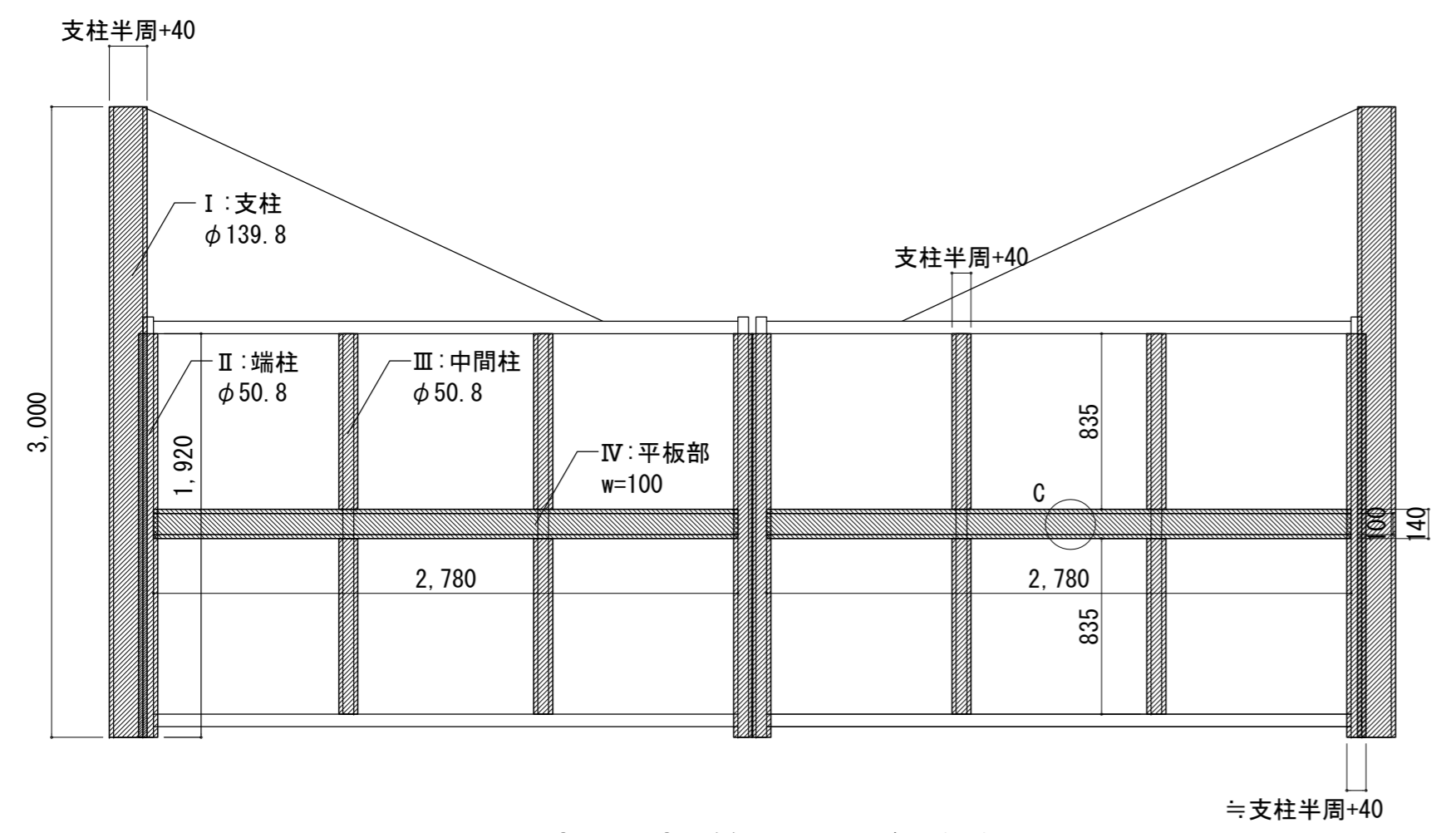
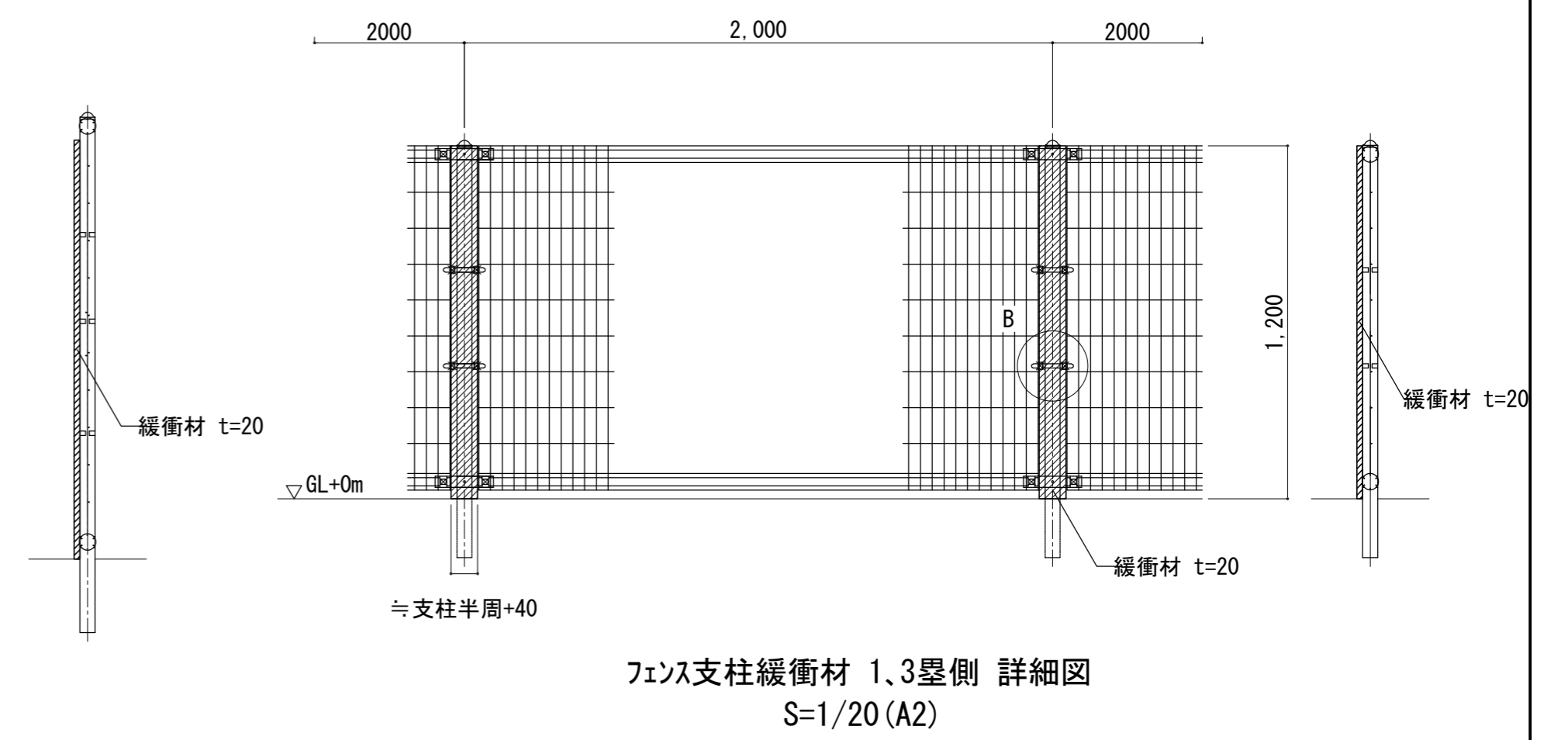
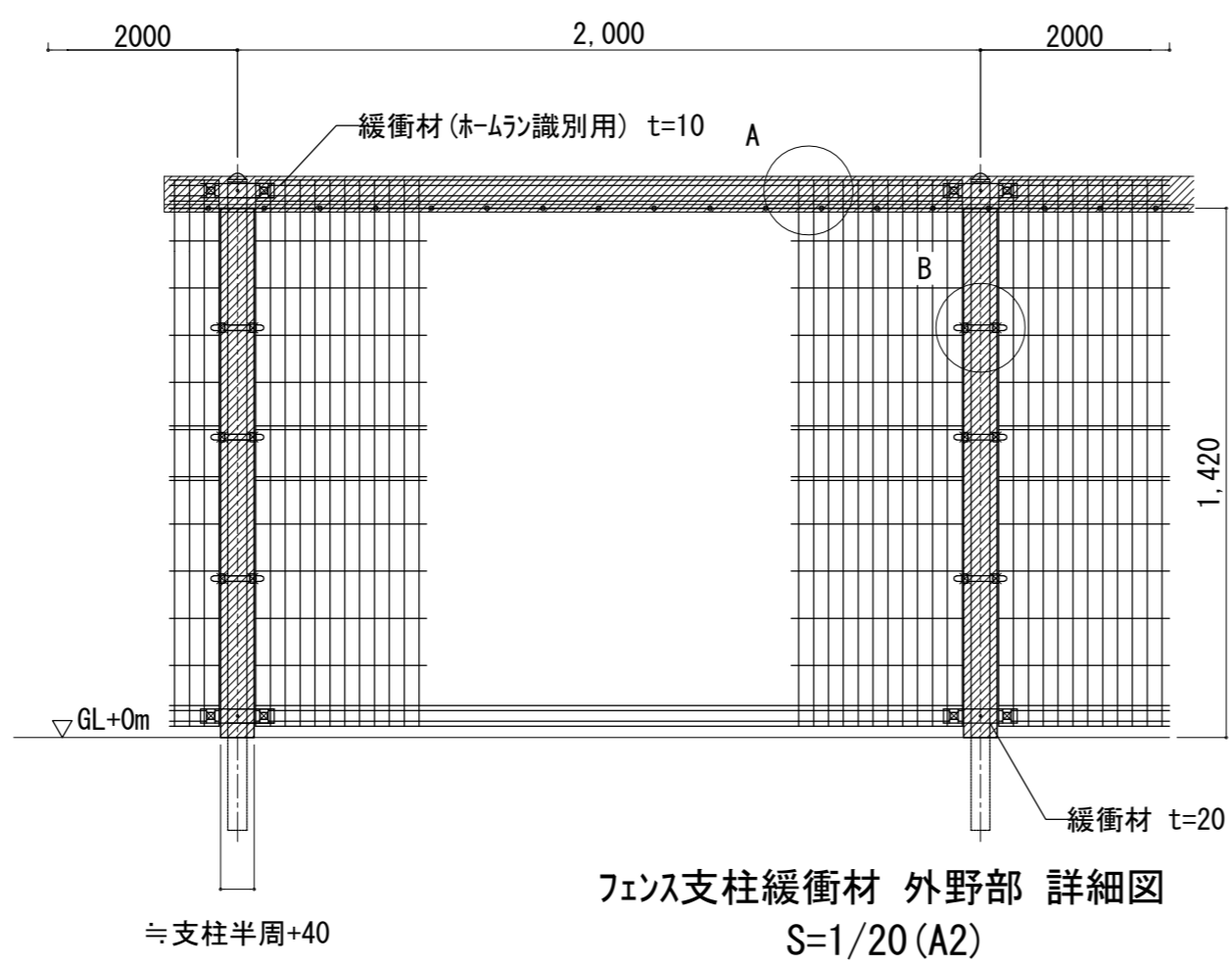
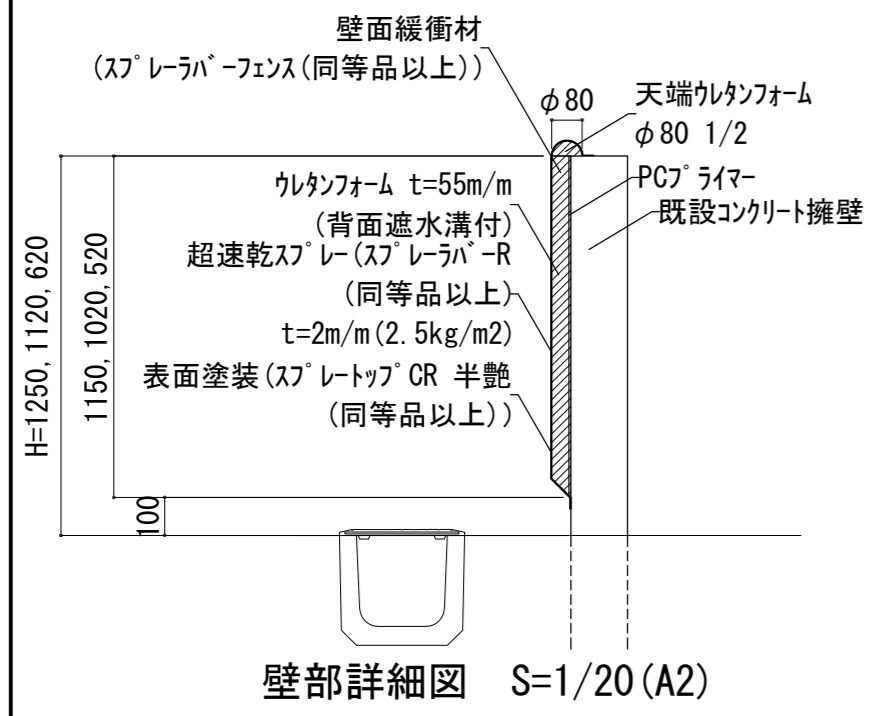
3塁側  
ダッグアウト

数量	撤去計: 6.36m <sup>2</sup>
門扉1: 1.04 × 0.7 = 0.728m <sup>2</sup> (撤去)	新設計: 壁面 6.36m <sup>2</sup>
門扉1: 1.04 × 0.7 = 0.728m <sup>2</sup> (新設)	門扉・フェンス
柱部 φ50.8 H=2.25 2本	φ50.8 H=2.25 2本
平板部 w=100 L=0.7 1本	φ89.1 H=2.25 2本
門扉2: 柱部 φ89.1 H=2.25 2本	w=100 L=0.7 1本
平板部 w=100 L=0.82 2本 (新設)	w=100 L=0.82 2本
壁1: 0.82 × 1.930 = 1.583m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
壁2: 0.895 × 1.930 = 1.727m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
壁3: 0.24 × 1.940 = 0.465m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
扉1: 0.30 × 1.890 = 0.567m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
扉2: 0.685 × 1.890 = 1.295m <sup>2</sup> (撤去・新設)	

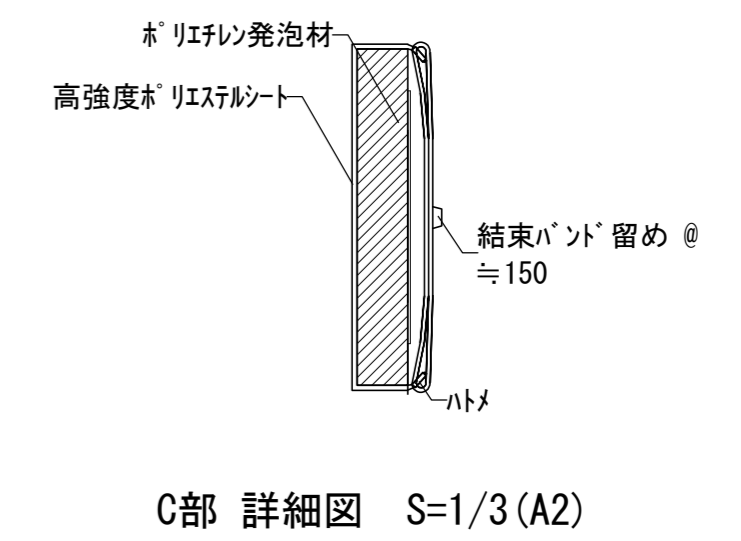
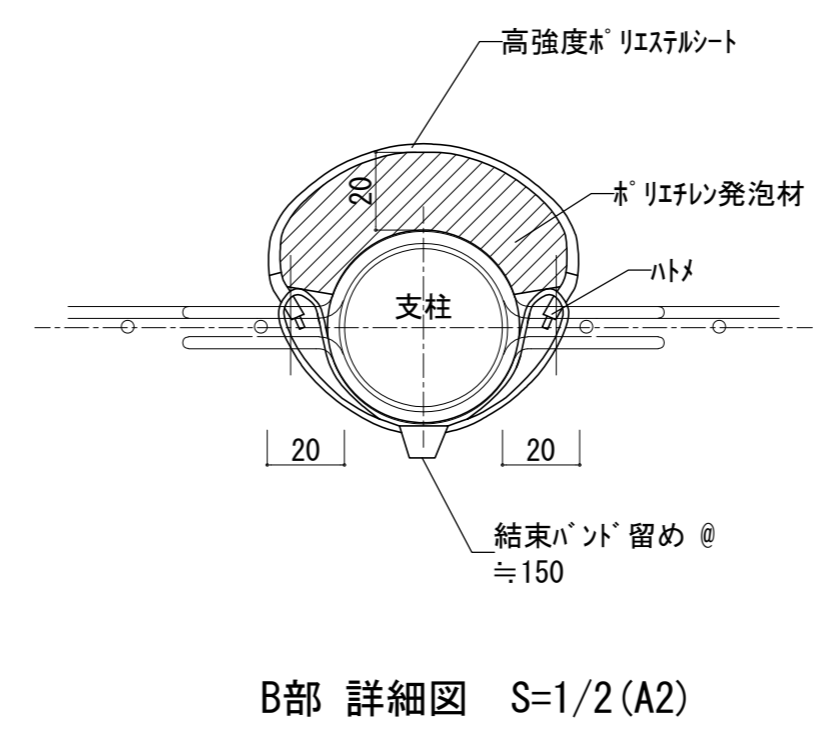
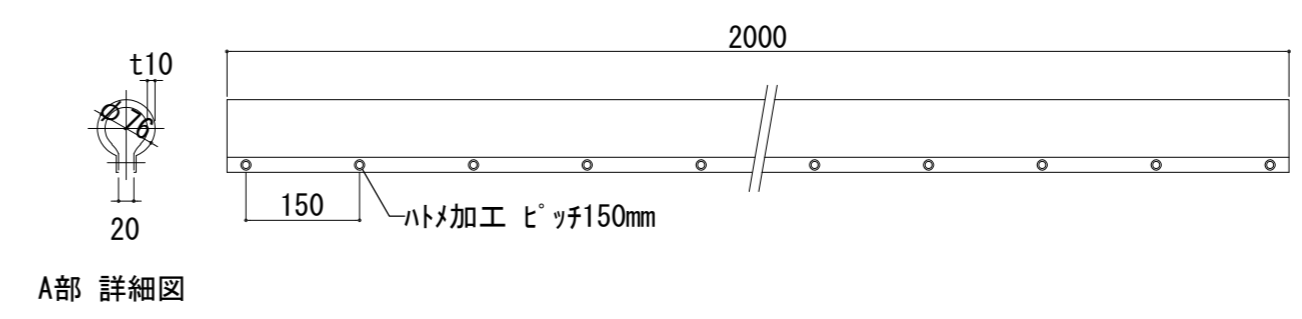


1塁側  
ダッグアウト

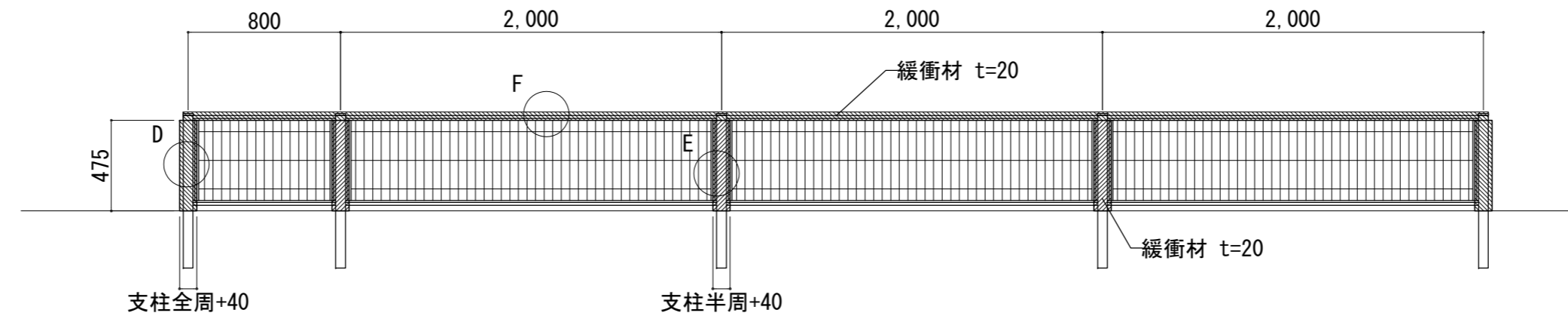
1塁側ダッグアウト	撤去計: 5.85m <sup>2</sup>
門扉3: 柱部 φ89.1 H=2.25 2本	新設計: 壁面 5.85m <sup>2</sup>
平板部 w100 L=0.82 2本 (新設)	門扉・フェンス
壁4: 0.25 × 1.950 = 0.487m <sup>2</sup> (撤去・新設)	φ89.1 H=2.25 2本
壁5: 0.92 × 1.950 = 1.794m <sup>2</sup> (撤去・新設)	w100 L=0.82 2本
壁6: 0.90 × 1.950 = 1.755m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
扉3: 0.68 × 1.890 = 1.285m <sup>2</sup> (撤去・新設)	
扉4: 0.285 × 1.890 = 0.538m <sup>2</sup> (撤去・新設)	



- 数量(1箇所あたり)
- I : φ139.8 H=3.0 2本
  - II : φ50.8 H=1.92 4本
  - III : φ50.8 H=0.83 8本
  - IV : w100 L=2.78 2本

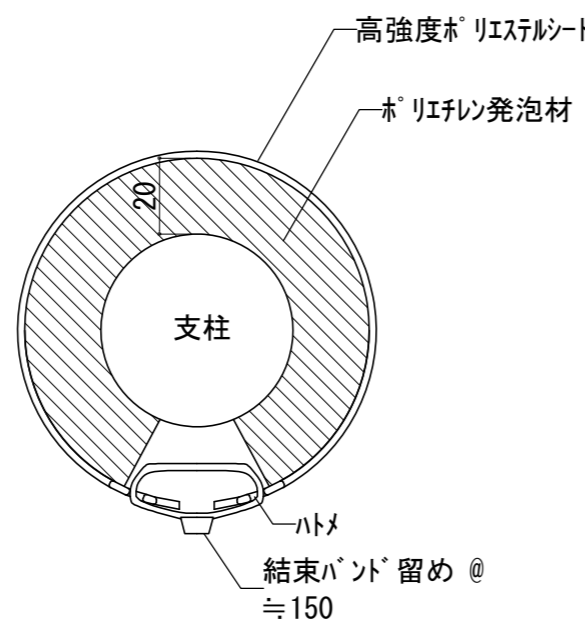


※着工前に現寸計測を行うこと。  
数量の増減については監督員と協議とする。

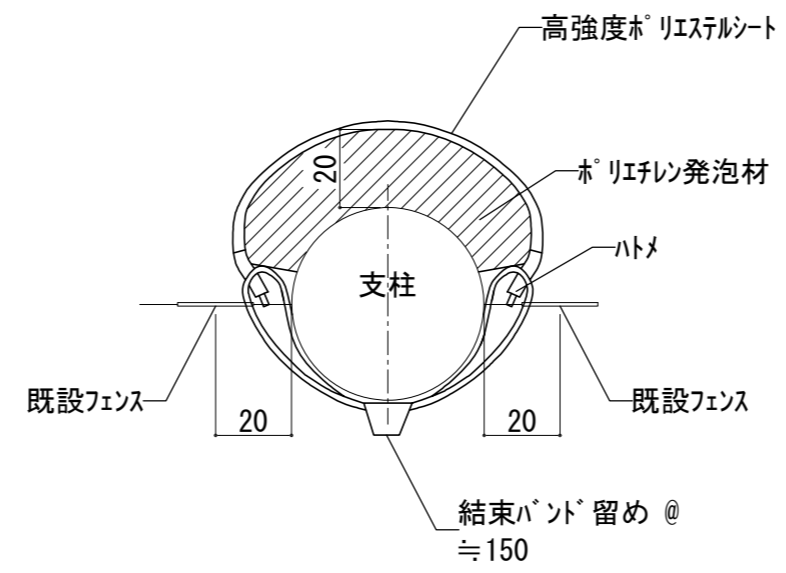


数量(1箇所当たり)  
 端部支柱(D部)t=20 φ50.8 2本  
 中間支柱(E部)t=20 φ50.8 3本  
 胴縁(F部)t=20 L=6.8 1本

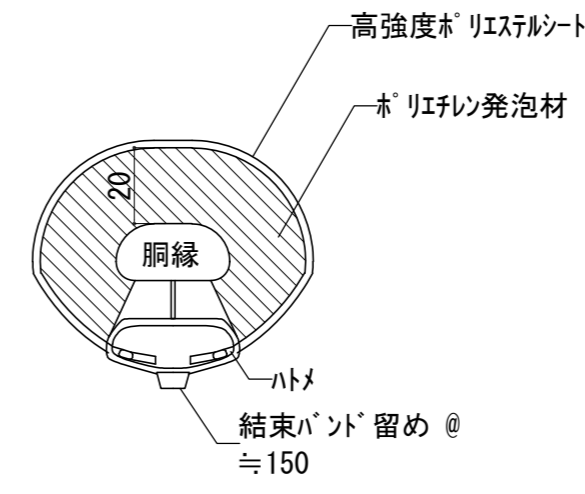
緩衝材 タックアウト前フェンス 詳細図  
 S=1/30(A3)  
 ※1塁側と3塁側は左右対称



D部 詳細図 S=1/2(A3)



E部 詳細図 S=1/2(A3)



F部 詳細図 S=1/2(A3)

※着工前に現寸計測を行うこと。  
 数量の増減については監督員と協議とする。



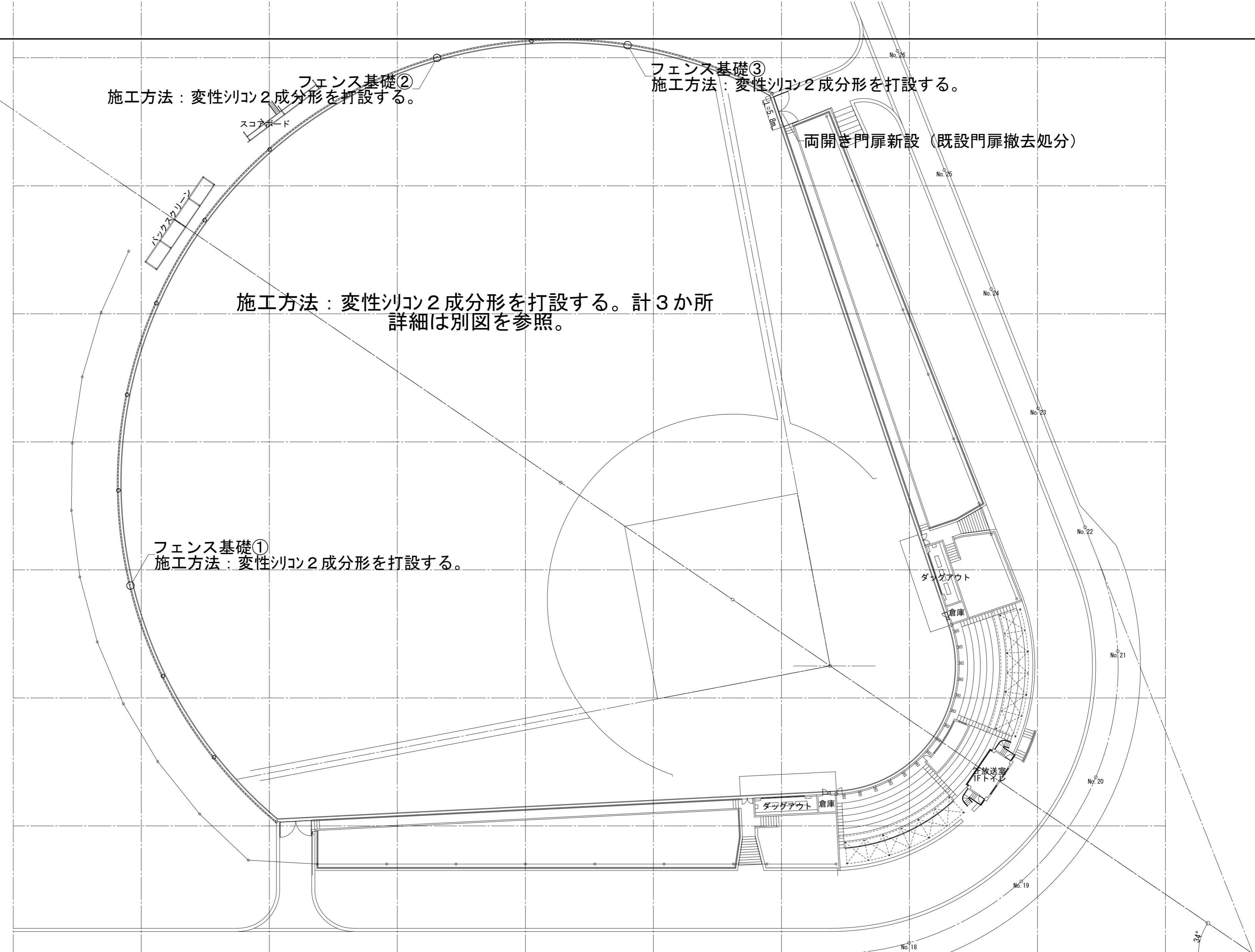
フェンス基礎②  
施工方法：変性シリコン2成分形を打設する。

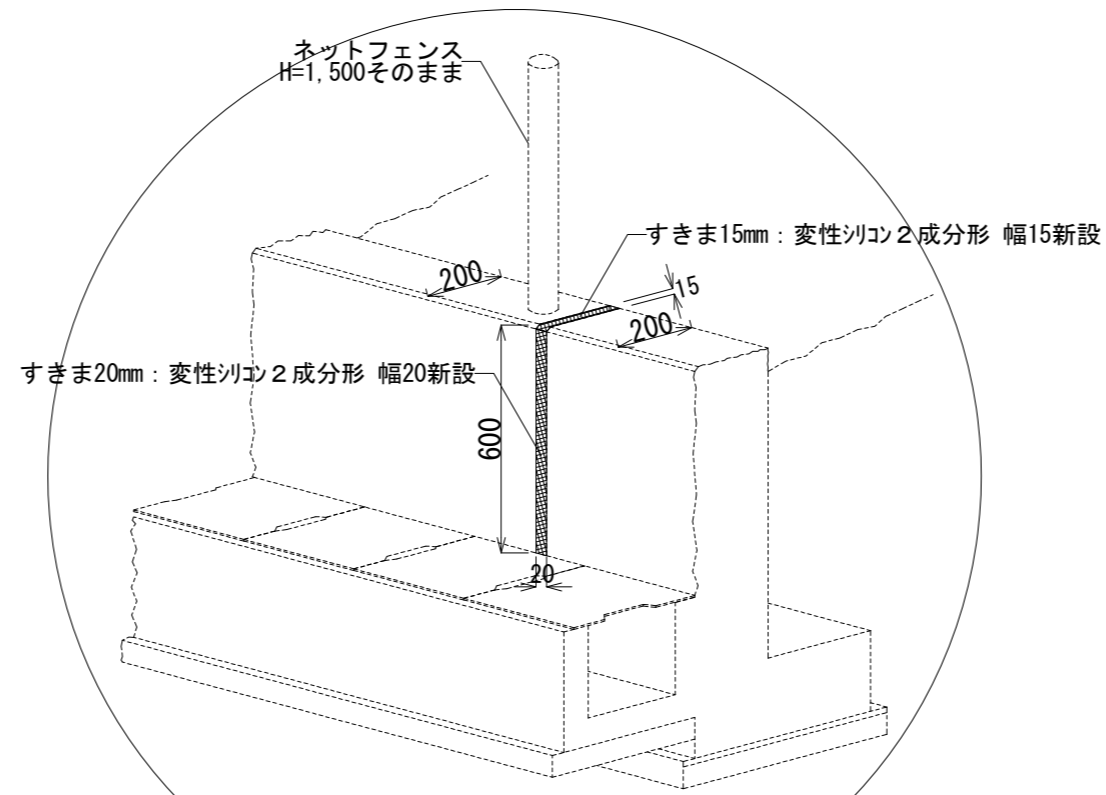
フェンス基礎③  
施工方法：変性シリコン2成分形を打設する。

施工方法：変性シリコン2成分形を打設する。計3か所  
詳細は別図を参照。

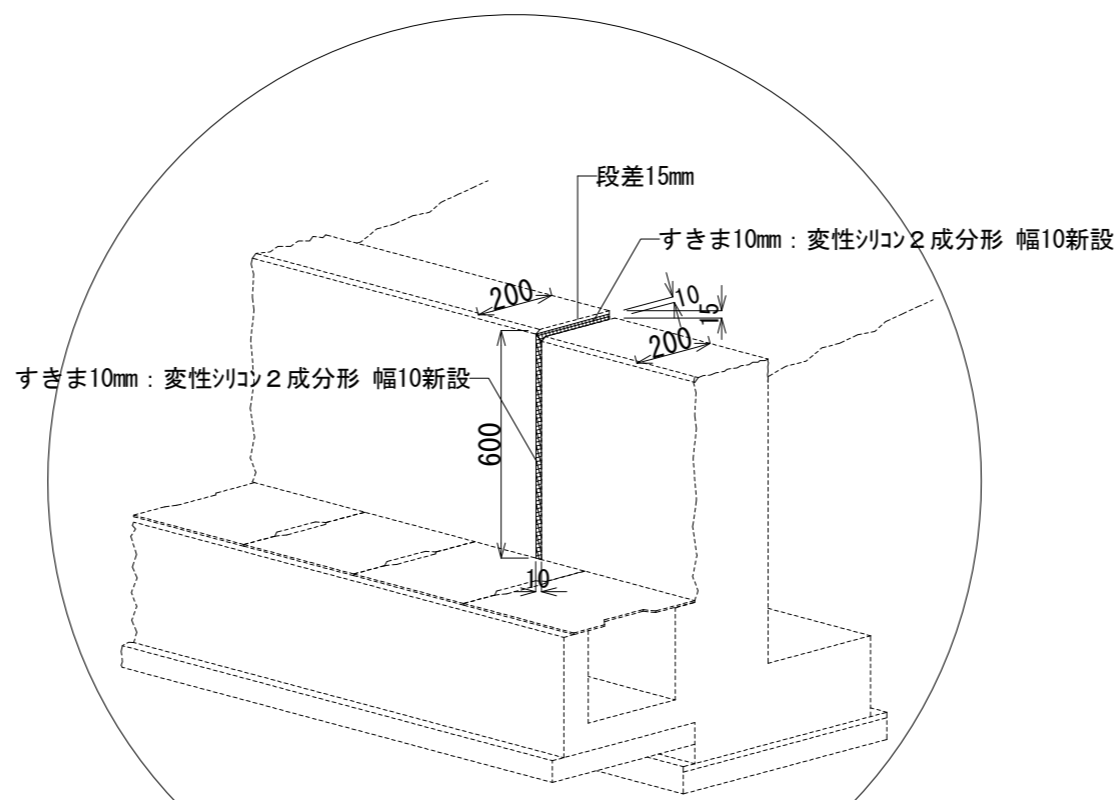
フェンス基礎①  
施工方法：変性シリコン2成分形を打設する。

両開き門扉新設（既設門扉撤去処分）

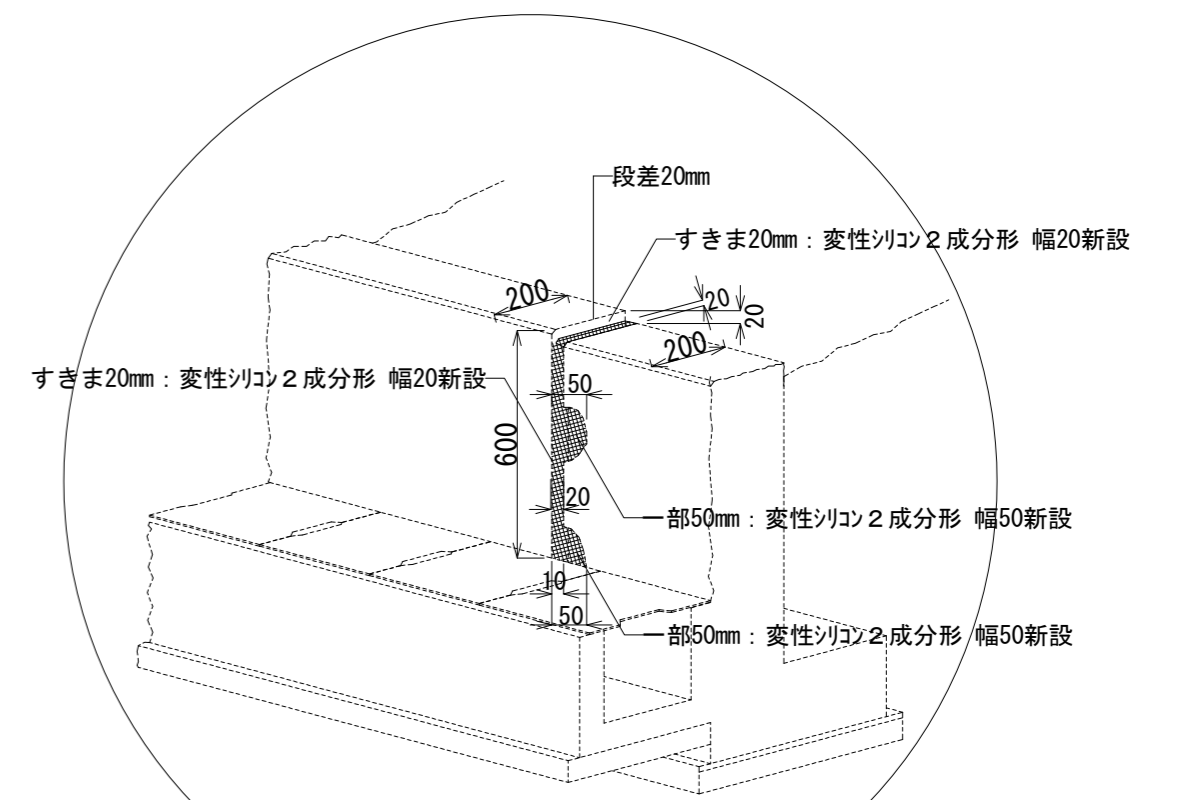




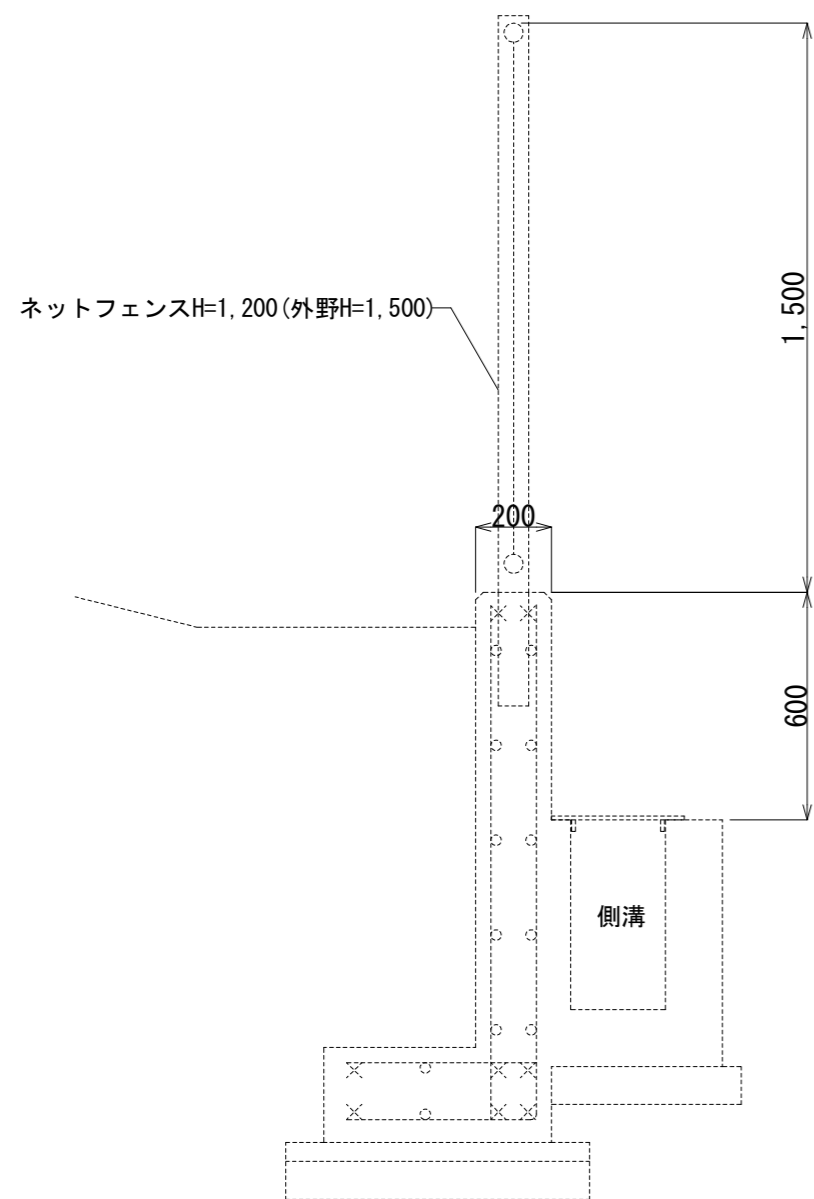
施工：1か所  
フェンス基礎①



施工：1か所  
フェンス基礎②



施工：1か所  
フェンス基礎③



外野廻り フェンス基礎詳細図

施工方法：変性シリコン2成分形を打設する。計3か所  
幅はこの図面参照

外野フェンス基礎 詳細図